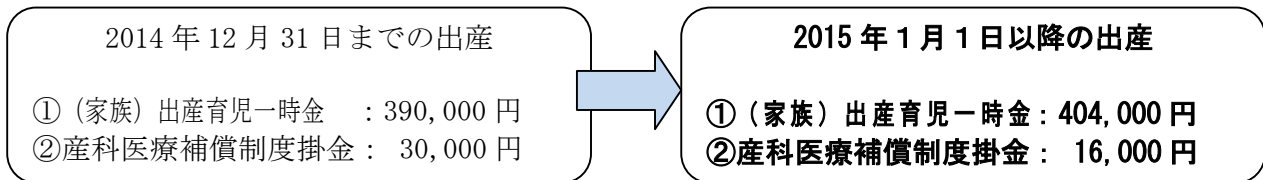


1月1日以降の出産から
（家族） 出産育児一時金の支給額が変わりました

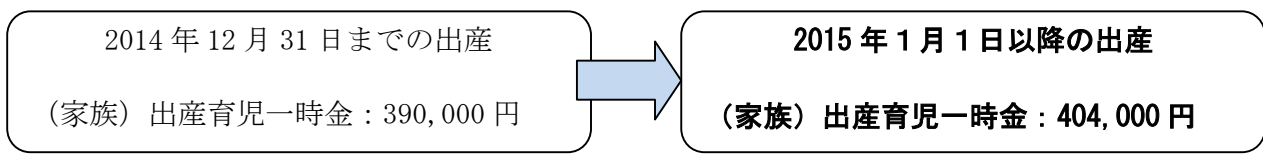
2015年1月1日以降の出産から、下記のとおり（家族） 出産一時金の支給額が変更になりました。

(1) 産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合



健康保険組合から、①+②の合計額（42万円）が支給されます。①は被保険者が、②は医療機関が受け取ります。

(2) 産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合



【産科医療補償制度】

- 産科医療補償制度は下記の①～③を目的として2009年に創設された制度です。
- ①お産にかかる医療事故等によって、重度の脳性まひとなった子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償すること。
 - ②事故原因の分析を行い、将来の同様の事故を防止するための情報提供を行うこと。
 - ③「①と②」により紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上をはかること。

2014年11月18日現在、この制度に加盟している病院・診療所・助産所は3,305機関あり、加入機関には、院内に「産科医療補償制度加入証」が掲示されています。加入する医療機関等で出産の際は、産科医療補償制度の対象となることが示された「登録証」が医療機関等から交付されます。



今年もよろしくお願ひします。